【資料5】

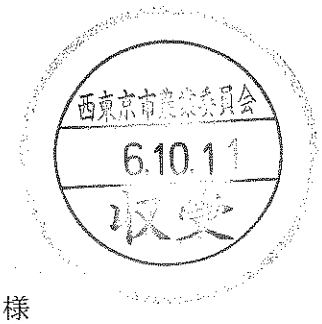

６東農発第２７６号
令和６年１０月７日

区市町村農業委員会長　様

一般社団法人 東京都農業会議
会長　青　山　　佾
（公印省略）

東京都に対する意見の提出について（ご報告）

本会の活動推進につきましては、日ごろより格別のご高配を賜り篤くお礼を申し上げます。

さて、８月１９日の臨時総会において決定いたしました「東京都の農業振興・農地保全施策に関する意見」（別添）を９月１７日に東京都知事宛に提出いたしましたのでご報告申し上げます。

今後、各項目の内容が実現されるよう引き続き運動して参りますので、貴会の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

担当＝業務部　村田
渋谷区代々木３－２５－３
　あいおいニッセイ同和損保新宿ビル
電話０３－３３７０－７１４６

＜農業委員会法第５３条に基づく意見＞

東京都の農業振興・農地保全施策に関する意見

～ 東京農業を次世代につなぐ施策の展開を ～

令和６年８月１９日

一般社団法人　東京都農業会議

＜ 農業委員会法第53条に基づく意見 ＞

東京都の農業振興・農地保全施策に関する意見

～東京農業を次世代につなぐ施策の展開を～

東京農業は、市街化区域においては、貸し手と借り手を結ぶ「生産緑地バンク」等の整備により農地貸借の確実な増加が見られており、今後も保全と利活用促進による担い手確保・育成に向けた取り組みを一層進めることが重要となっている。

また、市街化区域以外においては、高齢化や担い手不足対策が急務であることから、東京都において事業化された農地長期貸借促進奨励事業の活用とともに、地域の将来像を描く「地域計画」の策定につながる農地中間管理事業等の関係法制度の周知と農地のあっせん活動の強化に取り組むことが求められている。

このような情勢にあって、東京の農業・農地が次世代へ継承され、その多面的機能・役割が十分に発揮されるためには、当面する課題へ迅速に対応する東京独自の施策が必要となっている。

よって、東京都におかれては、農業振興及び農地保全等に資する下記事項の施策が実現されるよう、東京都農業会議臨時総会の総意をもって、意見を提出する。

記

1．肥料・飼料及び生産関連資材等の価格高騰対策の継続及び関係事業の拡充

肥料・飼料及び生産関連資材や燃料等の価格の高騰が依然として続いていることから支援施策を継続すること。また、農業経営の生産力向上につながる関係事業について拡充をはかること。

2．農地の利活用促進と担い手への支援

(1) 農地の利活用促進への支援

貸借が困難で農地相続者等の負担となっている市街化区域以外の荒廃農地について、農地中間管理機構に譲渡もしくは１０年以上貸し付ける場合には、農地中間管理機構が当該農地を再生し、担い手に貸し付ける事業を創設すること。

(2) 担い手への支援

ア．小規模ながら意欲的に経営向上に励み、農業・農地の保全を実践する経営や区市町村が認定農業者に準ずる経営体として認定・認証する経営について、地域農業振興への貢献及び多面的機能を発揮する経営体として支援を強化すること。

イ．次世代へ農業経営をつないでいくために、環境負荷等も配慮し、親元就農者が継承した農業用施設等の老朽化に伴うリフォーム等への支援を行うこと。

ウ．都内の認定農業者等が、農業経営の発展のため権利を取得した近隣県の農地についても、支援事業の対象地とすること。

エ．東京産農産物の積極的な活用を進めるため、学校給食における地場産農産物の利用率の向上をはかり、農産物流通の整備を積極的に支援すること。

オ．近年の気温上昇をはじめとする気候変動が農業経営に甚大な影響を及ぼしていることから、その対策を重点的に強化すること。

3．有機フッ素化合物による東京農業への影響に対する対策の強化

都内各所の河川や地下水から環境や人体への影響が懸念される「有機フッ素化合物（PFAS）」が検出されたことから、井戸水の飲用や取水制限等が行われている地域がある。国も実態の把握に取り組んでいるが、東京都においても農業者に対して随時、正確な情報提供を行うとともに、東京都産農畜産物の生産や販売活動に不利益が生じないよう対応をはかること。

4．有害鳥獣対策の強化

東京都全域において、有害鳥獣による被害の増大が深刻化しており、農業者自身に営農意欲があっても耕作をあきらめざるを得ない状況を生んでいる。そこで、関係予算を拡充し、被害を防ぐ緊急的な対策と、鳥獣の数を減らす抜本的な対策の両面で取組を強化すること。

5．相続等による都市農地の減少に歯止めをかける施策の強化と国への要望

相続等による都市農地の減少に歯止めがかからず、税制の抜本的な見直しが叶わぬなか、都市農業及び貴重な都市農地の継続が確実にはかれるような東京都独自の施策を構築すること。

さらに、次世代へ都市農地を永続的に継承していくため、引き続き、国に対して相続税制等の抜本的な改正を強く働きかけること。

令和６年８月１９日

一般社団法人東京都農業会議　臨時総会

＜ 参 考 ＞

「東京都の農業振興・農地保全施策に関する意見」
決 定 ま で の 検 討 経 過

Ⅰ 協 議

１．地区別農業委員会検討会における検討
時　期：令和６年６～７月（都内を７つの地区ブロックに分け開催）
出席者：各ブロックの農業委員会長・会長職務代理・事務局職員等
内　容：農業委員会の日常活動や活動記録カードにより把握された地域農業の課題を出し合い、都への意見について協議した。

２．一般社団法人東京都農業会議　理事会
開催日：令和６年７月１７日（水）
出席者：一般社団法人東京都農業会議　理事等
内　容：臨時総会に提出する都への意見の原案について協議した。

３．組織・活動検討委員会委員による検討
開催日：令和６年６月１８日（火）
出席者：地区ブロック代表の農業委員会会長等
内　容：都への意見案について具体的な検討を行った。

Ⅱ 決 定

一般社団法人東京都農業会議 臨時総会において決定
開 催 日：令和６年８月１９日（月）
出 席 者：一般社団法人 東京都農業会議　普通会員
（区市町村・農業委員会長・各団体等）